

「就学支援金」・「臨時支援金」オンライン7月申請案内

高校授業料の無償化

を受けるには、 手続きが必要 です！



こうとうがっこう しゅうがくしえんきん

こうこうせいとう りんじしえんきん

「高等学校等就学支援金」と「高校生等臨時支援金」の

申請をしてください！どちらかの制度で認定となった場合、

令和7年4月から令和8年3月までの授業料が無償となります。

● 無償になるのは**授業料のみ**です。その他の学校諸費等は無償にはなりません。 ● 返済の必要はありません。

🔍 「就学支援金」及び「臨時支援金」は、どちらも高校授業料の無償化の制度です。高校の授業料を、国が生徒に代わって負担します。

💡 申請いただいた後、「就学支援金」→「臨時支援金」の順に審査をします。
世帯年収約910万円未満の世帯の生徒は、就学支援金で「認定」となります。
世帯年収約910万円以上の世帯の生徒は、就学支援金で「不認定」となりますが臨時支援金で「認定」となります。

就学支援金で「認定」
(就学支援金により無償化)

就学支援金で「不認定」
→ **臨時支援金で「認定」**
(臨時支援金により無償化)

0円

910万円

世帯年収(めやす)

⚠️ 必ず申請をしてください!!

申請期限までに申請しなかった場合は、
授業料をご負担いただくこととなります。

申請期限: 令和7年7月16日(水)まで

- 申請は、**オンライン**でしていただけます。
詳しい申請方法は、**裏面**をご確認ください。
- 審査結果は9~10月頃に学校を通じてお知らせします。

申請の流れ

「就学支援金」及び「臨時支援金」の7月の申請は、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)」で、オンラインにより申請をしていただきます。

1. ログイン

右のQRコードを読み込み、「ログインID通知書」に記載されているIDとパスワードでe-Shienにログインします。(※「ログインID通知書」は、学校より配付されます。)



R7年6月まで就学支援金の認定を受けている方

R7年6月現在、就学支援金の認定を受けていない方
(申請していない方や不認定、資格消滅となっていた方)

2. 継続意向登録

継続して就学支援金を「受けたい」を選択します。

※受けない場合は、授業料をご負担いただくことになります。

2. 意向登録

就学支援金を「申請をする」を選択します。※申請しない場合は、授業料をご負担いただくことになります。

その他の方

過去の申請で、「個人番号(マイナンバー)」を未提出の方

3. 自己情報の提出

「収入状況届出」の入力に進み、マイナンバー(個人番号)を入力します。

3. 認定申請

- ① 所得確認の対象となる保護者等についての情報を入力します。
- ② 審査に必要な課税情報や個人番号(マイナンバー)を登録します。登録方法は、以下3つのうち、マイナンバー入力をお願いします。

マイナンバーカードを読み取る

マイナンバーを画面上に入力する

マイナンバーカードの写し等を紙で提出する

4. 臨時支援金の意向登録

臨時支援金を「申請する」を選択します。
※申請しない場合は、授業料をご負担いただくことになります。

- 上記手順の1～3が就学支援金の申請、4が臨時支援金の申請です。
- 申請方法については、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)マニュアル」をご参照ください。(マニュアルは、大阪府HP(右のQRコード)より閲覧できます。)
- オンラインでの申請以外に書類の提出が必要な場合(マニュアルを参照)は、連絡を受けて、別途、学校から配付した封筒に入れて、本紙表面の申請期限までに、学校事務室に提出してください。
- インターネット環境のない場合、紙での申請も可能です。7/14(月)までに学校事務室までご連絡ください。



☑ 税の申告はお済みですか？

- 今回の申請では、令和6年1月～令和6年12月の収入に基づく令和7年度の税情報が必要です。
まだお済みでない場合は、必ず税の申告をしてください！

☑ 「保護者等」の考え方について

- 所得確認の対象となる方のことを「保護者等」と呼びます。どなたが「保護者等」に該当するのかは、次の順で判断してください。

① 親権者

- 親権者が2名いる場合は、2名について所得確認をします。世帯主のみではありません。
- 再婚の場合は、養子縁組をされない限り、親権者は1名です。(実親同士の再婚を除く)

①がない場合

② 未成年後見人

家庭裁判所で選任され、扶養義務を持つ場合に限ります。

①、②がない場合

③ 主たる生計維持者

親権者や未成年後見人がおらず、生徒を扶養している方がいる場合は、その方を「主たる生計維持者」とします。

①、②、③がない場合

④ 生徒本人

生徒本人の収入で生活している場合や、生徒が児童養護施設や里親のもとで養育されている場合は、生徒本人を「保護者等」とします。

- 在学中、離婚・死別・養子縁組などにより、保護者等に変更があった場合は、必ず学校にご連絡ください。

※学校からのお知らせ等(大阪府立懐風館高等学校 Tel072-957-0001)

- ▶ 懐風館高ホームページで、e-shienの簡略ガイド版マニュアルを掲載していますので、ご利用願います。
- ▶ 新規申請や継続申請で個人番号[マイナンバー]を未提出の方の個人番号[マイナンバー]の登録方法は、画面上に「入力する」でお願いしています。

